

筑北三村地域自立支援協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 筑北村・麻績村及び生坂村（以下「筑北三村」という。）は松本障害保健福祉圏域の中で、特有の立地環境にあり人口動態も市部と異なることから、この地域における障がい福祉の推進と環境整備について情報共有し、連携して必要な施策等について協議するための組織運営に關し、必要な事項をここに定めるものとする。

(協議会の共同設置)

第2条 筑北三村は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、共同して筑北三村地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(職 務)

第3条 協議会は筑北三村で整備する必要のある障がい福祉にかかる社会資源、および施策の検討、提言を行うことで、地域に居住する障がい者が地域住民の一員として安心して暮らしていくことができる環境を整え、自立と社会参加の実現を図っていくことを目的とする。また、必要に応じて他地域の自立支援協議会、長野県自立支援協議会等との連携を図る。

2 協議会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること
- (5) 障害者福祉に関する計画の策定及び見直しに対する具申に関すること
- (6) その他障害者福祉サービスの具体化に関すること

(委 員)

第4条 次に掲げるものを協議会の委員とする。

- (1) 筑北村
- (2) 麻績村
- (3) 生坂村
- (4) 筑北村社会福祉協議会
- (5) 麻績村社会福祉協議会
- (6) 生坂村社会福祉協議会
- (7) 筑北三村障がい者基幹相談支援センター
- (8) 障がい者総合相談支援センター
- (9) 障がい者支援に関わる福祉事業者・団体
- (10) その他当事者、医療、保健、教育、子育て、雇用機関、企業等で協議会が必要と認め るもの

(役 員)

第5条 協議会には会長を1名置く

- 2 会長は筑北三村の持ちまわりとし任期は1年とする。
- 3 会長は協議会を代表し、その職務を総理する。

(会 議)

第6条 協議会は必要に応じ会長が招集し主宰する。

(部 会)

第7条 協議会は必要な事項について調査研究するために部会を置くことができる。

- 2 部会は委員、および協議会が必要と認めるものを持って構成する。
- 3 部会長は部会員の互選により決定し、任期は1年とする。ただし協議会が必要と認めれば任期の延長を妨げるものではない。

(評価委員および監事)

第8条 協議会に相談支援事業の運営評価をおこなう評価委員を置くことができる。評価委員は相談支援事業者の実績・運営評価を実施し、協議会に報告する。

- 2 評価委員の委員長は次期会長村とし、構成は会長村以外の各村の代表とする。
- 3 評価委員は庶務の監査を行う監事を兼ねるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、筑北三村と基幹相談支援センターが連携して行う。

(個人情報の保護)

第10条 委員は職務上知りえた個人情報を漏らしてはならない。またその職を退いた後も同様とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

本要綱は、2023年4月1日から施行する。